

## ■修学支援新制度における授業料減免の継続に関する手続及び学費納入に関する注意事項

- ①各種手続には期限があります。期限は必ず守るようにしてください。  
期限を過ぎた場合、支援は「停止」となり、授業料減免は行われません。
- ②各種申請書等記入の際は内容を十分に確認してください。不備がある場合は受付ができません。
- ③何らかの理由により日本学生支援機構の給付型奨学金が継続されない場合、授業料減免は行われません。  
学費納入時期（前期：4月～5月、後期：10月）にスカラネット等により日本学生支援機構の給付型奨学金の継続状況を確認し、継続されていない場合は当該期間の学費を納入期限までに納入してください。
- ④前期・後期ともに授業料減免後の学費納入額の確定は学費納入期限を過ぎた時期になります。  
そのため、学費の延納手続をとることを推奨しています。延納手続をせず授業料減免が継続されない場合、延滞料が必要となる場合があります。
- ⑤修学支援新制度 授業料減免に関する通知は、原則として近大UNIPAを通じて行います。  
いずれも重要なものですので必ず確認してください。
- ⑥内容確認等のため本学資金室から近大UNIPA又は電話による連絡を行う場合がありますので、連絡があった場合は可能な限り速やかに対応してください。
- ⑦何らかの理由によりある月以降の授業料減免を希望しない場合及び国籍や在留資格等に変更があった場合は、資金室学費担当（1号館2階）までお申し出ください。